

●墓地の許可制度について

墓地に関する法律には「墓地、埋葬等に関する法律」（墓地埋葬法）があります。この法律には、墓地の設置や埋葬等の行為が、国民の宗教的感情に適合し公衆衛生その他の公共福祉の面から支障なく行われるよう様々な規定があります。その中の重要な規定の一つに墓地の許可制度があり、墓地は知事（保健所長）の許可を受けることが定められています。

●墓地の種類と資格要件

墓地には許可を受ける立場により次のような種類があります。いずれの場合も、永続性と非営利性という墓地特有の性格から資格要件があり、株式会社や石材事業者等への許可は認められていません。

| 種類 | 許可を受けることができる資格者 |
|------|----------------------|
| 公営墓地 | 市町村、地方自治法が規定する一部事務組合 |
| 法人墓地 | 財団法人、宗教法人、社会福祉法人 |
| 共同墓地 | 地縁による団体 |
| 個人墓地 | 自己又は親族のために墓地が必要な個人 |

●墓地の設置場所の基準

設置場所には次のような基準が定められています。ただし、公衆衛生その他公共の福祉に反しない等の合理的な理由が認められるときは緩和される場合もあります。

<一般的条件>

周辺的美観を損わず、飲料水への汚染の恐れがなく、その他公衆衛生上の支障がないこと。

<防災面の条件>

災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などの指定区域外であること。

<人家等からの距離規定>

人家、公園・学校・病院・保育所等の公共施設からおおむね 100m 以上離れていること。

ただし、これらの施設等の管理者から設置の同意書が得られる場合は除外されます。

<その他>

予定地が農地の場合は、農地法に基づく農地転用の手続き等が必要になります。

●墓地の許可を受けるには（共同墓地、個人墓地の場合）

地域の小規模な墓地需要には共同墓地や個人墓地での対応が考えられます。その際の要件としては上記以外に次のようなものがありますので、できるだけ早い計画段階でご相談ください。

<共同墓地>

地域住民どうしが管理組合をつくり共同で管理する墓地です。土地を組合員共有（持分登記）にする等の手続きが必要ですが、地域にふさわしい内容や規模の共同墓地計画が可能になります。

<個人墓地>

自己又は親族のために自己所有地に 33m²（10 坪）以内の面積で設置することが原則です。墓地全域を個人管理することが前提のため、個人墓地が連なるような分譲形式の墓地は認められていません。

<墓地に関する問合せ先> 中央西福祉保健所環境課（tel: 0889-22-1286）

民生委員・児童委員中央西ブロック研修会 が開催されました

8月21日、佐川町にある桜座において、管内の各民生委員児童委員協議会で構成された実行委員会主催の平成19年度民生委員・児童委員中央西ブロック研修会が開催されました。

この研修会は、民生委員・児童委員活動を通じて、「地域で支え合う住民活動のしくみづくり」をより一層進めていくことを目的に、県下5ブロックで開催されるもので、桜座には学校関係者や行政職員等を含む約350人が集まり、熱心な意見交換等が行なわれました。

中央西ブロックの今年の基本テーマは、「子どもが健やかに育つために」。

研修会では、現代の子どもが置かれる現状や課題について高知県教育委員会の大崎教育長が「子どもという希望」と題して講話を行い、「しかし、希望の少ない時代になればこそ、ぼく達は子どもという希望を見失ってはならない」とメッセージを送りました。続く活動報告では、主任児童委員の刈谷さん（土佐市）から「保育園、小学校、中学校との交流会」活動を通じた関わり、同じく山本さん（いの町）から「児童健全

育成活動」を中心とした子育て支援活動の報告がありました。

最後にコーディネーターに高知女子大学の田中教授を迎えてディスカッションが行なわれ、民生委員活動と学校・地域での様々な取り組みや課題について、フロアの民生委員や学校関係者から活発な意見が出されました。

この研修を通じて、関係者が相互理解のもと、地域の子どもを地域で守り育てていく気運を更に高めることが出来た実り多い研修会でした。